

新型コロナウイルス関連情報(NY州における新規の規制措置)(10月8日以降)

本10月7日、クオモ NY 州知事は、NY 市などで発生しているクラスターに対応するため、クラスターを特定し感染率に応じたゾーンを設定した上で、学校閉鎖などの規制措置を執ることを発表しました。また、デブラシオ NY 市長は、市民が住所を入力することで当該住所がゾーンに含まれるかを示すツールを開発することなどを発表しました。新たな規制措置は明10月8日(木)から実施される予定です。

つきましては、各ゾーンをご確認の上、当該ゾーンにお住まいの方又は当該ゾーンに移動される方は州当局の規制措置にご留意ください。

1 クラスターの特定及び「レッド」「オレンジ」「イエロー」ゾーンの設定

クラスターに指定された地域及び設定されたゾーンは次のとおりです。

ゾーンは、「レッド(クラスターの中心地)」「オレンジ(警戒地域)」「イエロー(要注意地域)」に分けられています。

-Broome County (One Area, Yellow)

https://www.governor.ny.gov/sites/governor.ny.gov/files/atoms/files/Broome_Map.pdf

-Brooklyn (One Area, Red, Orange and Yellow)

https://www.governor.ny.gov/sites/governor.ny.gov/files/atoms/files/Brooklyn_large_map.pdf

-Orange County (One Area, Red and Yellow)

https://www.governor.ny.gov/sites/governor.ny.gov/files/atoms/files/Orange_Map.pdf

-Queens (Two Areas, Red, Orange and Yellow)

https://www.governor.ny.gov/sites/governor.ny.gov/files/atoms/files/Queens_upper_map_updated_colors.pdf

https://www.governor.ny.gov/sites/governor.ny.gov/files/atoms/files/Queens_FarRockaway_map_updated_colors.pdf

-Rockland County (One Area, Red and Yellow)

https://www.governor.ny.gov/sites/governor.ny.gov/files/atoms/files/Rockland_Map

[_updated.pdf](#)

2 各ゾーンで執られる規制措置

各ゾーンで執られる規制措置は以下のとおりです。また、各ゾーンにおける規制措置は少なくとも14日間は続く予定です。

・レッドゾーンにおける規制措置

- 多人数での集会：禁止
- ビジネス：必要不可欠な業種のみ営業可能
- 飲食店：持ち帰りのみ可能
- 学校：対面授業の禁止・遠隔授業のみ実施
- 礼拝所の利用：最大収容人数の25%以内の利用又は最大10人までの利用

・オレンジゾーンにおける規制措置

- 多人数での集会：屋外・屋内問わず最大10人まで
- ビジネス：リスクが高く、必要不可欠でない業種（ジムなど）は閉鎖
- 飲食店：屋外営業（4名/テーブルまでの利用）と持ち帰りのみ可能
- 学校：対面授業の禁止・遠隔授業のみ実施
- 礼拝所の利用：最大収容人数の33%以内の利用又は最大25人までの利用

・イエローゾーンにおける規制措置

- 多人数での集会：屋外・屋内問わず最大25人まで
- ビジネス：全ての業種で営業可能
- 飲食店：屋外・屋内営業（4名/テーブルまでの利用）と持ち帰りが可能
- 学校：生徒・職員に対する毎週の検査を実施した上で対面授業が可能
- 礼拝所の利用：最大収容人数の50%以内の利用

・各ゾーンで執られる規制措置の詳細は以下のウェブサイトでご確認になれます（右側の写真）。

<https://twitter.com/NYGovCuomo/status/1313588620264124416/photo/2>

■ 本お知らせは、安全対策に関する情報を含むため、在留届への電子アドレス登録者、「緊急メール／総領事館からのお知らせ」登録者、外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者に配信しています（本お知らせに関しては、配信停止を承れませんのでご了承願います。）。

■ 本お知らせは、ご本人にとどまらず、家族内、組織内で共有いただくとともにお知らせ合

いの方にもお伝えいただきますようご協力のほどよろしくお願いたします。

■ 在留届，帰国・転出等の届出を励行願います。

緊急時の安否確認を当館から行うために必要です。

以下のURLをご参照ください。

<http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/b/02.html>

■ 在ニューヨーク日本国総領事館

[299 Park Avenue](#), 18th Floor, New York, NY 10171

TEL: (212)-371-8222

HP: <http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/>

facebook: <https://www.facebook.com/JapanConsNY/>
